

高浜市水道事業及び下水道事業審議会 傍聴にあたって

傍聴の手続き

- ・傍聴を希望する人は、自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入をお願いします。
- ・傍聴席には限りがあるため、希望者多数の場合、先着順で受付を終了する場合があります。

傍聴できない人

- ・危険物を携帯している人
- ・酒気を帯びていると認められる人
- ・その他会長が傍聴に不適當と認める人

傍聴に関する注意事項

- ・静粛に傍聴し、私語又は談笑をしないこと。
- ・飲食又は喫煙をしないこと。
- ・議事に対し、言論、拍手その他の方法をもって批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- ・写真の撮影、録音、録画、放送等をしないこと。（会長の許可を得た者はこの限りでない）
- ・その他、会議の妨害となる行為をしないこと。

傍聴している人は、審議会が会議を非公開としたとき、又は、会議が終了したときは、速やかに退室してください。

上記「傍聴に関する注意事項」が守られない場合、退室していただきます。